**新型コロナウイルス感染防止策チェックリスト（農村交流センター）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

施設管理者　様

団 体 名：

記入者名：

　私は、農村交流センターの利用に際して、次の新型コロナウイルス感染防止対策に

取り組むことをお約束します。

**利用者が遵守すべき事項**

○以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること

□体調がよくない場合 （例：発熱・咳・咽頭痛・だるさ・息苦しさなどの症状がある場合）

□利用者本人も含め、同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合

□過去１４日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への

渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

□宿泊者に、発熱かつ咳などの呼吸器症状を発症したら、必ず施設管理者に申し出ること

□マスクを持参すること（受付時、着替え時や会話の際にはマスクを着用すること）

※マスク着用の際は、熱中症予防対策としてこまめに水分補給を行うこと（医療用マスクは

使用しない）

□利用前後のこまめな手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底すること

□食事や入浴の際、三密を避けるため、施設管理者が決めた人数制限、時間帯を守ること

□他の利用者や施設管理スタッフ等との距離（できるだけ２ｍ以上）を確保すること

※ただし、障がい者の誘導や介助を行うなど必要な場合を除きます

□利用中に大きな声での会話等をしないこと

□感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

□利用終了後１４日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して

速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

□食事中やミーティング等においても、三つの密を避けること

□宿泊部屋の換気を定期的に行うこと

**注1）上記を遵守できない利用者に対しては、施設予約を取り消す、又は途中退所を求める場合が　　　　あります。**

**注2）１日2回以上体温測定を行い、結果を施設管理者に報告してください。**

（令和２年５月２０日宇佐市作成）

スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」参考（令和２年５月２０日宇佐市作成）